

産業廃棄物管理票交付等状況等報告書作成の手引き

令和 7 年 3 月



〒 8 9 0 - 8 5 7 7

鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1

鹿児島県 環境林務部

廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物係

・ 直通 0 9 9 - 2 8 6 - 2 5 9 6 , 3 8 1 0

・ Fax 0 9 9 - 2 8 6 - 5 5 4 5

・ メール emsangyo@pref.kagoshima.lg.jp

・ ホームページ

[http://www.pref.kagoshima.jp/ad03/kurashi-k
ankyorecycle/houkoku/manifest.html](http://www.pref.kagoshima.jp/ad03/kurashi-kankyorecycle/houkoku/manifest.html)

目次

第 1 制度の概要 1

第 2 対象者 1

第 3 報告対象 2

第 4 提出期間 2

第 5 提出方法及び提出先 3

第 6 報告書様式 5

第 7 記載例 6

〓 具体例 1 （中間処分及び最終処分場に直行する場合の管理票の報告書） 〓 6

〓 具体例 2 （積替保管を経由（区間委託）する場合の管理票の報告書） 〓 6

第 8 参考資料 7

日本標準産業分類 7

換算係数 10

Q & A 13

第 9 問い合わせ先 16

第 1 制度の概要

産業廃棄物を排出し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者（以下「排出事業者」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）第 12 条の 3 第 7 項」に基づき、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間に於いて交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況に関し、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第 3 号）」（以下「報告書」という。）を作成し、鹿児島県知事に提出する必要があります。

なお、電子マニフェストを利用する排出事業者にあつては、情報処理センターから鹿児島県知事に報告を行うため、報告書を提出する必要はありません。

（ただし、紙マニフェストと電子マニフェストを併用している排出事業者に関しては、紙マニフェスト分について報告書を作成し、提出する必要があります。）

第 2 対象者

鹿児島県内において、産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した事業者

【注意】

- ①事業者である法人の所在地が鹿児島県外であっても、マニフェストの交付場所が鹿児島県内であれば、鹿児島県庁に報告書を提出してください。
- ②マニフェストの交付場所が鹿児島市内である場合は、鹿児島市役所に報告書を提出してください。
・鹿児島市廃棄物指導課 TEL：099-216-1289
- ③中間処理業者が交付したいわゆる「2 次マニフェスト」についても、中間処理業者が排出事業者として報告してください。

《具体例》

- ①本社は東京にあるが、鹿児島県内（鹿児島市以外の市町村内）で工事を請け負い、そこで発生した産業廃棄物について、マニフェストを交付した場合。
→排出場所が鹿児島県内（鹿児島市以外の市町村）なので、鹿児島県に報告。
- ②鹿児島市内の事業場から排出された産業廃棄物について、鹿児島市以外の市町村に運搬・処分するため、マニフェストを交付した場合。
→排出場所が鹿児島市内なので、鹿児島市に報告。
- ③排出場所は鹿児島市内であるが、中間処理施設が鹿児島県内（鹿児島市以外）にあり、中間処理後、県外の最終処分場までのマニフェスト（2 次マニフェスト）を交付した場合。
→2 次マニフェストについては、中間処理業者が鹿児島県に報告
（1 次マニフェストについては、排出事業者が鹿児島市に報告）

第3 報告対象

- ・ 前年度（4月1日～翌年3月31日）に交付したマニフェストの交付等の状況
- ・ 鹿児島県内に事業場が複数存在する場合は、**存在する事業場ごと**に報告書を作成し、提出してください。
※ただし、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2箇所以上ある場合は、これらを1事業場として、まとめて提出してください。
（記載例の具体例1参照）
- ・ 鹿児島市内で交付したマニフェストと、鹿児島市以外で交付したマニフェストの両方がある場合は、それぞれ分けて集計し、前者は鹿児島市役所、後者は鹿児島県庁に提出してください。

第4 提出期間

- ・ マニフェストを交付した年度の翌年度の6月30日まで

第5 提出方法及び提出先

報告書の様式は、省令で定められています。報告書の作成にあたっては、本手引き記載例の具体例1及び2（6ページ）に従ってください。

提出方法は、(1) 電子申請による提出（推奨）、(2) 郵送又は持参による提出のいずれかを選択してください。電子メール又はFAXによる提出は、受け付けておりません。

(1) 電子申請による提出（推奨）

鹿児島市内で交付した管理票

鹿児島市廃棄物指導課のホームページをご確認ください。

鹿児島市 > ホーム > 暮らし > ごみ > 事業者ごみ > 産業廃棄物 > 報告書、届出書

鹿児島市以外の鹿児島県内で交付した管理票

鹿児島県電子申請システムからご提出ください。

[電子申請のサイト（外部サイトへリンク）](#)

電子申請の利用方法は次の提出の手引きをご覧ください。

[電子申請の手引き.pdf](#)

(2) 郵送又は持参による提出

正本1部を次の宛先まで提出してください。

鹿児島市内で交付した管理票

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所 廃棄物指導課 あて

鹿児島市以外の鹿児島県内で交付した管理票

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県庁 廃棄物・リサイクル対策課

産業廃棄物係マニフェスト担当 あて

※お手数ですが、封筒に「マニフェスト報告書在中」とご記入ください。

【留意事項】

1. 押印は不要です。
2. 交付したマニフェストの写しを添付する必要はありません。
3. 平成12年以前に実施されていた旧制度の産業廃棄物管理票に関する報告に係る様式は使用しないでください。

4. 令和7年4月から報告書の控えに受付印の押なつを行いません。

報告書の控えへ受付印の押なつは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いいたします。

なお、令和7年度に限り、郵送により報告書を提出する際に、副本及び切手を貼付した「返信用封筒」を同封された方に対して、副本に受付印を押なつして返送いたします。

5. 鹿児島県の各出先機関（保健所等）では、受付を行っておりません。

直接、県庁廃棄物・リサイクル対策課に提出ください。

第6 報告書様式

様式第三号(第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和 年度)

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

報告者
住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

底棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称						業 種			
事業場の所在地		電話番号							
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考

1

この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。

2

同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。

3

産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

4

業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。

5

運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。

6

処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合は記入する必要はないこと。

7

区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

〈日本工業規格 A列4番〉

第7 記載例

具体例1 (中間処理及び最終処分場に直行する場合)

様式第三号(第八条の二十七関係)

記入例1

鹿児島県知事 殿

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和○年度)

報告する年度ではなく、管理票を交付した年度を記載します。

報告する法人の本社情報を令和○年○月○日記載します。(捺印不要)

報告者
住所 鹿児島市鴨池新町10-1
氏名 ○○建設株式会社 代表取締役 △△ △△
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 099-○○○-○○○○

日本標準産業分類の「中分類」(別添資料参照)を記載します。

事業場の名称 ○○町内道路改良工事(第2工区)工事現場

事業場の所在地 鹿児島県○○市○○町○○123-45

電話番号 0994-○○-○○○○

業種 総合工事業

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	10	20	171717	有限会社○○	△△市○○○1-23	181818	株式会社○○	鹿児島県○○市××3-2-1
2	がれき類	8	15	123456	自社運搬	鹿児島県○○市□□45-6	181920	□□□株式会社	運搬先の住所と同じ場合は、記載は不要
3	水銀使用製品(水銀を含む)	0.05	5	121314	○○商会	△△県○○○市□□7-8	151617	株式会社△△	△△県○○○市□□7-8
4	ばいじん(水銀を含む)	0.2	2	191919	○○化学	××県△△市○○9-10	202020	△△△株式会社	××県△△市○○9-10
5	がれき類(石綿を含む)	2	2	123456	自社運搬	鹿児島県◎◎市△9番地	901234	有限会社☆環境	

産業廃棄物の種類を記載します。(換算係数表参照)

排出量は「t(トン)」で記載します。

トン以外の場合は、「換算係数表」を参考に、トンで記載します。

収集運搬業者の許可番号(下6桁でも可)を記載します。

収集運搬業者の所在地ではなく、産業廃棄物を下ろした先の住所を記載します。

処分業者の許可番号(下6桁でも可)を記載します。

運搬先の住所と同じ場所であれば記載不要です。

運搬先と処分場所が異なる場合は、両方記載。

7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

71(日本工業規格 A列4番)

具体例2 (積替保管を経由(区間委託)する場合)

様式第三号(第八条の二十七関係)

記入例2(区間委託(積替保管)がある場合)

※他の記載項目の詳細については「記入例1」を参照のこと

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和○年度)

令和○年○月○日

報告者
住所 鹿児島市鴨池新町10-1
氏名 ○○工業株式会社 代表取締役 △△ △△
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 099-○○○-○○○○

事業場の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和○年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	○○工業(株) □□工場	業種	金属製品製造業						
事業場の所在地	鹿児島県○○市○○町○○123-45	電話番号	0993-○○-○○○○						
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	10	15	123456	◎◎運輸株式会社	鹿児島県○○市△△町1-2		区間委託の場合、積替保管場所を記載します。	
1				789012	有限会社△△物流	鹿児島県○○郡○○町○○3-4	345678	凹凸建設株式会社	
2	廃油	2	4		自社運搬	鹿児島県○○市○○町5-6			
2				567890	□□フエー株式会社	鹿児島県▲▲市○○町7-8			
				112233	◇◇環境株式会社	鹿児島県○○郡○○町9-10	445566	◇◇環境株式会社	

この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。

この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。

区間委託(積替保管場所経由)の場合は、上段に第1区間、下段に第2区間(第3区間)を委託した業者を記入して下さい。

産業廃棄物の種類ごとの排出量、管理票の枚数、運搬受託者の氏名、運搬先の住所、処分受託者の氏名、処分場所の住所を記入して下さい。

71(日本工業規格 A列4番)

第8 参考資料

【参考】日本標準産業分類

日本標準産業大・中分類一覧（第14回改定）

大分類	中分類
A 農業，林業	01 農業
	02 林業
B 漁業	03 漁業（水産養殖業を除く）
	04 水産養殖業
C 鉱業，採石業，砂利採取業	05 鉱業，採石業，砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業
	07 職別工事業（設備工事業を除く）
	08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業
	11 繊維工業
	12 木材・木製品製造業（家具を除く）
	13 家具・装備品製造業
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
	15 印刷・同関連業
	16 化学工業
	17 石油製品・石炭製品製造業
	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
	19 ゴム製品製造業
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
	21 窯業・土石製品製造業
	22 鉄鋼業
	23 非鉄金属製造業
	24 金属製品製造業
	25 はん用機械器具製造業
	26 生産用機械器具製造業
	27 業務用機械器具製造業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29 電気機械器具製造業
	30 情報通信機械器具製造業
	31 輸送用機械器具製造業
	32 その他の製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業
	34 ガス業
	35 熱供給業
	36 水道業
G 情報通信業	37 通信業
	38 放送業
	39 情報サービス業
	40 インターネット附随サービス業
	41 映像・音声・文字情報制作業

H 運輸業，郵便業	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業（信書便事業を含む）
I 卸売・小売業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料， 鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
J 金融・保険業	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業，商品先物取引業 66 補助的金融業業 67 保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）
K 不動産業，物品賃貸業	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L 学術研究，専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業，飲食サービス業	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業，娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O 教育，学習支援業	81 学校教育 82 その他の教育，学習支援業
P 医療，福祉	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	86 郵便局 87 協同組合（他に分類されないもの）

R サービス業（他に分類されないもの）	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業 96 外国公務
R 公務（他に分類されるものを除く）	97 国家公務 98 地方公務
I 分類不能の産業	99 分類不能の産業

〈換算係数〉

産業廃棄物の種類及び体積から重量への換算係数（換算係数表）

産業廃棄物の種類		換算係数 (t/m ³)	特別管理産業廃棄物の種類	換算係数 (t/m ³)
燃え殻		1.14	引火性廃油（燃えやすい廃油）	0.90
汚泥		1.10	引火性廃油（特定有害産業廃棄物）	0.90
廃油		0.90	ph2.0以下の廃酸	1.25
廃酸		1.25	ph2.0以下の廃酸（特定有害産業廃棄物）	1.25
廃アルカリ		1.13	ph12.5以上の廃アルカリ	1.13
廃プラスチック類		0.35	ph12.5以上の廃アルカリ（特定有害産業廃棄物）	1.13
紙くず		0.30	感染性廃棄物	0.30
木くず		0.55	廃PCB等（廃PCB、PCBを含む廃油）	1.00
繊維くず		0.12	PCB汚染物（PCBの塗布、封入、付着等がなされたがれき類等）	1.00
動植物性残さ		1.00	PCB処理物（廃PCB等を処分するために処理したもの）	1.00
動物系固形不要物		1.00	廃水銀等	13.57
ゴムくず		0.52	廃石綿等	0.30
金属くず		1.13	指定下水汚泥	1.10
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		1.00	鉱さい（特定有害産業廃棄物）	1.93
鉱さい		1.93	燃え殻（特定有害産業廃棄物）	1.14
がれき類		1.48	廃油（特定有害産業廃棄物）	0.90
動物のふん尿		1.00	汚泥（特定有害産業廃棄物）	1.10
動物の死体		1.00	廃酸（特定有害産業廃棄物）	1.25
ばいじん		1.26	廃アルカリ（特定有害産業廃棄物）	1.13
処分するために処理したもの（13号廃棄物）		1.00	ばいじん（特定有害産業廃棄物）	1.26
建設混合廃棄物		0.26		
安定型混合廃棄物		0.26		
管理型混合廃棄物		0.26		
シュレッダーダスト		0.26		
石綿含有産業廃棄物	建設混合廃棄物	0.26		
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00		
	廃プラスチック類	0.35		
	がれき類	1.48		
	紙くず	0.30		
	木くず	0.55		
	繊維くず	0.12		
	汚泥	1.10		
廃自動車		1.00		
廃電気機器器具		1.00		
廃電池類		1.00		
複合材（注）		1.00		

※ 種類及び係数については、環境省通知（H18.12.27環産廃第061227006号）及び（公財）日本産業廃棄物処理振興センター電子マニフェストの処理に使用しているものを参考とした。

※ この換算係数はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

※ （注）ラミネートチューブなど複数の産業廃棄物が排出段階で一体不可分になっているもの。

○一体不可分の産業廃棄物

廃棄物の種類			分類コード
大分類	中分類	小分類	
建設混合廃棄物			2000000
	安定型建設混合廃棄物		2010000
	管理型建設混合廃棄物		2020000
		新築系混合廃棄物	2021000
		解体系混合廃棄物	2022000
安定型混合廃棄物			2100000
管理型混合廃棄物			2200000
シュレッダーダスト			2300000
石綿含有産業廃棄物			2400000
	建設混合廃棄物		2410000
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		2420000
	廃プラスチック類		2430000
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）		2440000
	紙くず		2450000
	木くず		2460000
	繊維くず（天然繊維くず）		2470000
	汚泥		2480000
			2500000
水銀使用製品産業廃棄物	電池類		2510000
	照明機器		2520000
		HID ランプ	2521000
		蛍光灯	2522000
	医薬品等		2530000
		農薬	2531000
		医薬品	2532000
	電池類、照明機器、医薬品等、水銀回収義務付け製品以外の製品		2540000
	水銀回収義務付け製品（計測器以外）		2550000
		スイッチ及びリレー	2551000
	水銀回収義務付け製品（計測器）		2560000
		水銀体温計	2561000
		水銀式血圧計	2562000
水銀含有ばいじん等			2600000
	ばいじん		2610000
	燃え殻		2620000
	汚泥		2630000
	廃酸		2640000
	廃アルカリ		2650000
	鉋さい		2660000
廃自動車			3000000
	廃二輪車		3010000
		バイク	3011000
		自転車	3012000
廃電気機械器具			3100000
	廃パチンコ機及び廃パチスロ機		3101000
	プリント配線板		3102000
	テレビジョン受信機		3103000
	エアコンディショナー		3104000
	冷蔵庫		3105000
	洗濯機		3106000
	電子レンジ		3107000
	パーソナルコンピュータ		3108000
	電話機		3109000
	自動販売機		3110000
	蛍光灯※（水銀使用産業廃棄物に移動）		3111000
	冷凍庫		3112000
医療用計測器類			3200000
	水銀体温計※（水銀使用産業廃棄物に移動）		3211000
	水銀血圧計※（水銀使用産業廃棄物に移動）		3212000

	移動)	
廃電池類		3500000
	鉛蓄電池	3510000
	乾電池	3520000
複合材		3600000

※「石綿含有産業廃棄物」(分類コード:2400000)は選択できません。

この種類の廃棄物を選択する場合は、中分類(2410000~2470000)から選択してください。

※「医療用計測器類」(分類コード:3200000)は選択できません。

この種類の廃棄物を選択する場合は、小分類(3211000~3212000)から選択してください。

※「水銀使用製品産業廃棄物」(分類コード2500000)は選択できません。

中分類及び小分類から選択してください。

※「水銀含有ばいじん等」(分類コード2600000)は選択できません。

中分類(2610000~2660000)から選択してください。

※「廃電気機械器具」の「蛍光灯」、「医療用計測器類」の「水銀体温計」、「水銀式血圧計」は、
「水銀使用製品産業廃棄物」に移動、分類コードを以下のとおり変更。

「蛍光灯」(分類コード:3111000)→(分類コード:2522000)

「水銀体温計」(分類コード:3211000)→(分類コード:2561000)

「水銀式血圧計」(分類コード:3212000)→(分類コード:2562000)

!! 補足

- 安定型混合廃棄物及び管理型混合廃棄物を選択した場合は、[廃棄物の名称]欄に廃棄物の種類(20種類の内訳又は、その廃棄物の一般的な名称を入力することが望ましい。

※廃棄物処理法施行規則第7条の2の4で定める43種類等の水銀使用製品産業廃棄物の対応する分類は、以下のとおりです。

大分類	中分類	小分類	コード	対象の水銀使用製品産業廃棄物
水銀使用製品産業廃棄物			2500000	分類コード選択不可
	電池類		2510000	水銀電池、空気亜鉛電池
	照明機器		2520000	放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く)
		HIDランプ	2521000	HIDランプ(高輝度放電ランプ)
		蛍光灯	2522000	蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ含む。)
	医薬品等		2530000	顔料、水銀の製剤、塩化第一水銀の製剤 塩化第二水銀の製剤、よう化第二水銀の製剤 硝酸第一水銀の製剤、硝酸第二水銀の製剤 チオシアン酸第二水銀の製剤、酢酸フェニル水銀の製剤
		農薬	2531000	農薬
		医薬品	2532000	医薬品
	電池類、照明機器、医薬品等、 水銀回収義務付け製品以外の製品		2540000	温度定点セル、ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)水銀抵抗原器、水銀圧入法測定装置、周波数標準機、ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く)、参照電極、水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る)、その他組込製品等
	水銀回収義務付け製品(計測器以外)		2550000	灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置 放電管(水銀が目視で確認できるものに限る、放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを含む。))を除く。) 差圧式流量計、傾斜計、容積形力計、滴水水銀電極、握力計、その他回収義務付け製品
		スイッチ及びリレー	2551000	スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるもの。)
	水銀回収義務付け製品(計測器)		2560000	気圧計、湿度計、液柱形圧力計 弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。) 圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。) 真空計、ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計
		水銀体温計	2561000	水銀体温計
		水銀式血圧計	2562000	水銀式血圧計

〈Q & A〉

【報告書の提出者・報告対象】

1. 前年度、マニフェストを交付した実績はないが、「実績なし」で報告しなければならないか？

A. 報告する必要はありません。

2. 中間処理業者（鹿児島県内）が排出事業者となり、最終処分を他県の処分業者に委託している場合、鹿児島県と他県に報告する必要があるか？

A. 報告書は、「産業廃棄物を排出する事業場ごとに提出する」となっており、鹿児島県への報告は必要ですが、他県への提出は必要ありません。

3. 自社の産業廃棄物を自社のトラックで処分業者まで運搬した。この場合も、報告書の提出がいるのか。

A. 自社運搬であっても、他の処分業者に対して処分の委託を行った場合は、処分業者にマニフェストを交付することになるため、報告書の提出が必要となります。（自社運搬の場合の記載方法については、記載例をご参照下さい。）

なお、自社廃棄物について、収集運搬から最終処分まで自社で行った場合は、マニフェストの交付は不要であり、報告の必要はありません。

4. 各農家の農業用廃プラスチック類等を農業協同組合（もしくは農業用廃プラスチック類の適正な処理の確保を目的とした協議会）の集荷場所に集め、農業協同組合（もしくは協議会）がマニフェストを交付している場合、報告者は誰になるのか？

A. 報告者は、マニフェスト交付者である農業協同組合（もしくは協議会）となります。

《参考》

平成 23 年 3 月 17 日付環廃産発第 110317001 号

「産業廃棄物管理票の運用について」

5. 報告書を提出しなければならない事を知らなかった。排出事業者に対して、毎年、通知等を出してもらえないのか？

A. 当課において、産業廃棄物の排出事業者は把握できません。従って、排出事業者に対して通知を行う事はできません。

なお、今後も、広報誌への掲載、各団体への通知、各講習会等を通じ、報告書の提出について周知徹底を図っていきます。

【様式について】

1. 報告数が多く、入力欄が足りない場合はどうすればよいのか？

A. 適宜コピーして使用してください。

2. 報告書にマニフェストの写しの添付は必要か？

A. 必要ありません。

【報告方法】

1. 郵送で提出する場合は提出部数は何部か？

A. 電子申請での提出を推奨しておりますが、郵送で提出する場合は正本1部です。

2. 県内各地で工事を行っているが、その場合、現場ごとに報告書を作成しなければならないのか？

A. 原則、事業場（現場）ごとの作成になります。

ただし、短期間の現場が複数ある場合には、まとめて1事業場として報告してください。（その場合の報告書の記載方法は、記載例をご参照下さい。）

【記載方法】

1. 「業種」の欄は、どのように書けばいいのか？

A. 日本標準産業分類の中分類（7～9ページ参照・左横に数字を記入している業種）の中から、該当する業種を記入してください。

2. 交付したマニフェストは、数量を「 m^3 （立方メートル）」や「 ℓ （リットル）」で記載しているが、排出量欄にそのまま転記していいのか？

A. 排出量は「 t （トン）」で記載してください。

「 m^3 （立方メートル）」や「 ℓ （リットル）」を「 t （トン）」に換算する場合は、「換算係数表（8ページ参照）」を参考にしてください。

（具体例） 「廃油1リットル」を処理委託した場合

1リットル = 0.001 m^3

$0.001 \text{ m}^3 \times 0.9$ （換算係数） = 0.0009 t

3. 廃蛍光管を排出したため、マニフェストの数量は、「本」で記入しているが、排出量欄はどのように記載すればいいのか？

A. 概数で構いませんので、「t（トン）」に換算して記入してください。

4. 排出量が「10kg」, 「500g」のものもあるが、排出量欄は「t（トン）」で記載しなければならないか？

A. 「g（グラム）」, 「kg（キログラム）」も「t（トン）」に換算してください。
なお、毎年、数量の記載ミス（例：実際には「1.562 t (1,562kg)」であるのに、「. 」と「,（コンマ）」を間違え、「1,562t(1,562,000kg)」と記入）が見受けられますので、排出量欄を記入する際は、ご注意ください。

5. がれき類と石綿含有のがれき類、それぞれのマニフェストを交付した場合の報告書の書き方が分からないのだが？

A. 報告書内の「種類」欄の行をそれぞれ分けて記入してください。詳細は、記載例（具体例1）をご参照ください。
また、「廃油」と「引火性廃油（特別管理産業廃棄物）」等の場合も行を分けて記載してください。

6. 「運搬先の住所」・「処分先の住所」は、それぞれ、収集運搬業者・処分業者の所在地（住所）を書けばいいのか？

A. 「運搬先の住所」は、産業廃棄物の運搬先（産業廃棄物を下ろした場所、マニフェスト内の「運搬先の事業場」）の住所を記入してください。「処分先の住所」は「運搬先の住所」と同じであれば、記入の必要はありません。

7. 1枚のマニフェストに複数の産業廃棄物の種類を記載している場合、枚数の欄は、どのように記載すればいいか？

A. マニフェストは、産業廃棄物の種類ごとに交付することが原則ですので、排出段階で分別が可能な場合は、分別した上で、マニフェストを種類ごとに交付するようお願いいたします。

ただし、シュレッダーダストのように、発生段階から一体不可分の状態である場合に、1種類の産業廃棄物としてまとめてマニフェストを交付することができます。

《参考》

平成23年3月17日付環廃産発第110317001号
「産業廃棄物管理票の運用について」

8. 一体不可分である産業廃棄物に関して、「種類」欄をどのように記載すればよいか？

A. 一体不可分である産業廃棄物の種類に関しては、「換算係数表（８ページ）」の「産業廃棄物の種類」及び「特別管理産業廃棄物の種類」の中から記入してください。

また、下記の例以外で判断に迷う場合には、県庁廃棄物・リサイクル対策課へご連絡下さい。

（具体例）

①「シュレッダーダスト」 → 「シュレッダーダスト」

②建設系廃棄物マニフェストにおいて、「混合（安定型のみ）」、「混合（管理型のみ）」にチェックしている場合
→ 「建設混合廃棄物」

③「廃石膏ボード」（解体時に排出されたもの）

→ 「建設混合廃棄物」

④「混合廃棄物」

→ 1. 建設系であれば「建設混合廃棄物」

2. 建設系以外のもので、安定型５品目のみであれば「安定型混合廃棄物」

3. それ以外は、「管理型混合廃棄物」

9. 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含むものはどのように記載したらよいか？

A. 記載例をご参照ください。

10. 積替保管場所を経由した場合の記載方法が分からないのだが？

A. 記載例（具体例２）をご参照ください。

11. 収集運搬業者の許可番号が複数あるようだが、どれを記載すればいいのか？

A. 許可番号の下６桁が、全国共通の番号になりますので、下６桁の記載をお願いします。

第９ 問い合わせ・提出先

〒８９０－８５７７

鹿児島県鹿児島市鴨池新町１０番１号

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物係

TEL ０９９－２８６－２５９６，３８１０

MAIL emsangyo@pref.kagoshima.lg.jp